

東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会規約

第1章 総則

第1条（名称）

この団体は、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会（以下「協議会」という）と称する。

第2条（事務所）

協議会の事務所は、静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1に置く。

第3条（目的）

協議会は、東京電力株式会社福島原子力発電所事故（以下「原発事故」という）に伴う放射性物質の流出による農畜産物の出荷停止や風評被害、土壌汚染等による損害（以下「本件損害」という）を受けた農業者で協議会の会長又は副会長に本件損害の請求・交渉・和解手続等を委任した農業者等（法人含む）並びに委任した茶商工業者（以下「委任農業者等」という）および農業協同組合（連合会含む）とその関連会社および静岡県農業協同組合中央会（以下「県中央会」という）等が、本件損害の請求・交渉・和解手続等を迅速かつ適切に行うためのとりまとめ、促進、支援などの事務を行うことを目的とする。

第4条（活動）

前条の目的を達成するために協議会は以下の活動を行う。

- (1) 委任農業者等および会員（第6条に定める者をいう）の本件損害の取りまとめ
なお、委任農業者等の本件損害については、委任農業者等の住所地を地区とする会員農業協同組合および茶商工業協同組合が取りまとめと内容点検を行う。
- (2) 委任農業者等および会員の本件損害の賠償および原状回復等にかかる東京電力株式会社との請求・交渉・和解の締結等、ならびに、原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立と取り下げを会長又は副会長が行うために必要な事務
- (3) 和解金等の会員への分配
- (4) 協議会の運営およびJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策全国協議会との連携にかかる事務
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事務

第2章 加入資格等

第5条（加入資格）

協議会の加入資格を有する者は、本県に住所を有し原発事故に伴う放射性物質の流出による農業経営にかかる被害を受けた農業者等を組合員とする農業協同組合、茶流通等の事業経営にかかる被害を受けた茶商工業者を組合員とする静岡県茶商工業協同組合、および県中央会、県域を地区とする農業協同組合連合会、並びに静岡県茶業会議所とする。

第6条（設立及び加入）

次の者を会員として協議会を設立する。

静岡県農業協同組合中央会
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県経済農業協同組合連合会
静岡県厚生農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会静岡県本部
静岡県茶業会議所

2. 加入を希望する者は、毎月15日までに加入申込書を協議会会長へ提出し、会長が必要と認めた場合には当月からの加入の扱いとする。

第7条（脱退）

下記の場合には会員は協議会を脱退したものとする。

- (1) 会員が解散または合併により消滅したとき
- (2) 脱退届を協議会に提出し、受理を確認したとき

第8条（除名）

会員に協議会の一員として著しい義務の不履行が発生したとき、協議会の諸活動に対する著しい非協力その他協議会の目的を逸脱する行動のあるとき、協議会は第3章で定める総会の議決をもって当該会員を除名することができる。この場合、協議会は除名者に対してそれまで要した第4条の活動にかかる費用等の実費の精算を求めることができる。

第3章 協議会の機関

第9条（機関）

協議会は、機関として総会、役員、その他必要な会議を置く。

第10条（総会）

- (1) 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、会員全員で構成する。
- (2) 総会は必要に応じ協議会会長が招集する。

- (3) 総会は会員の過半数が出席（委任状を含む）しなければ開催することができない。
- (4) 総会の議決は出席（委任状を含む）した会員の過半数で決する。
- (5) 以下については総会の議決を経なければならない。
 - 東京電力株式会社への請求額の確定および和解の仲介の申立
 - 役員を選任または解任
 - 規約の設定及び改正
 - 会員の除名
 - 協議会の解散
 - 協議会の活動にかかる年次ごとの会計処理、年会費その他費用の徴収・精算
- (6) 会長は次の事項については総会に諮問しなければならない。
 - 和解の締結
 - 和解の仲介の申立ての取り下げ
- (7) 会長は、前項の他、必要と認める事項については、総会の諮問を求めることができる。

第 11 条（事務局および会計）

- (1) 協議会の事務局は県中央会に置くこととする。
- (2) 会長は委任農業者等から委任を受けた和解金等の受領口座の管理を県中央会に事務委託する。和解金等の会計処理規程は別に定める。

第 12 条（役員）

- (1) 協議会は、協議会の会長 1 名、副会長 5 名以内、理事を定める。その他に監事 2 名を定める。会長に事故あるときは、副会長がその業務を代行する。
- (2) 会長は、委任農業者等および会員より委任を受けて、委任農業者等および会員のために、和解の仲介の申し立ておよびその取り下げ又は和解の締結を代理人弁護士に委任し、その他損害の賠償および原状回復等にかかる東京電力株式会社との請求・和解申立・交渉・和解の締結等にかかる一切の行為を行う。
- (3) 監事は、会長・副会長の職務の執行を監査する。
 - 監事は、会長・副会長が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは規約に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を総会に報告しなければならない。
 - 監事は、前号の場合において、必要であると認めるときは、会長に対し総会の招集を請求することができる。

第 13 条（活動報告・会計報告）

協議会は、委任農業者等および会員に対し、ホームページ等で活動報告を行い、少なくとも年 1 回の会計報告を行う。

第 14 条 本規約に定めていない事項は会員が協議して決定する。なお、軽微な事項は会長が決定する。

附 則

1 . この規約は、平成 2 3 年 8 月 1 日から適用する。

以上